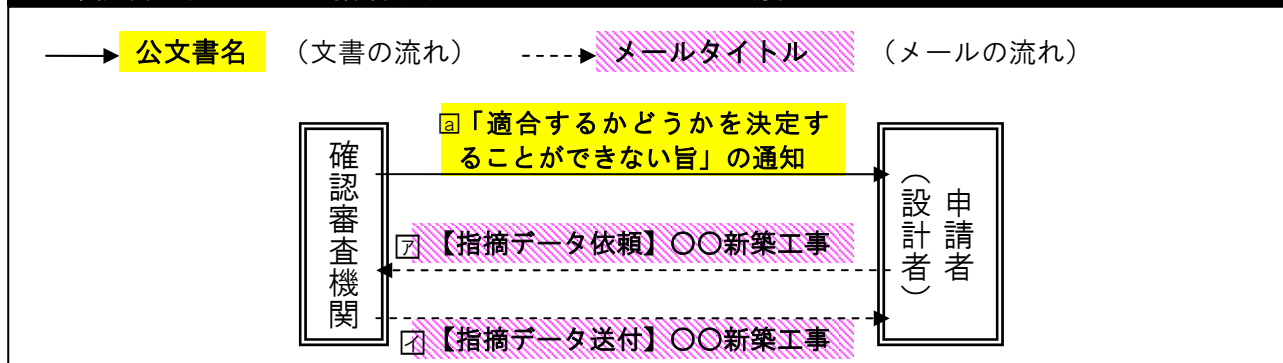


電子メールを活用し、指摘事項等の電子データの提供を行います。

確認検査機関からの確認申請に関する指摘事項等、適判機関からの構造計算に関する指摘事項等については、文書による通知の他、設計者の求めに応じて電子データを提供することにより、設計者側の回答文書作成における省力化を図ります。

指摘事項等の電子データが必要な設計者は、下記手続きを行ってください。

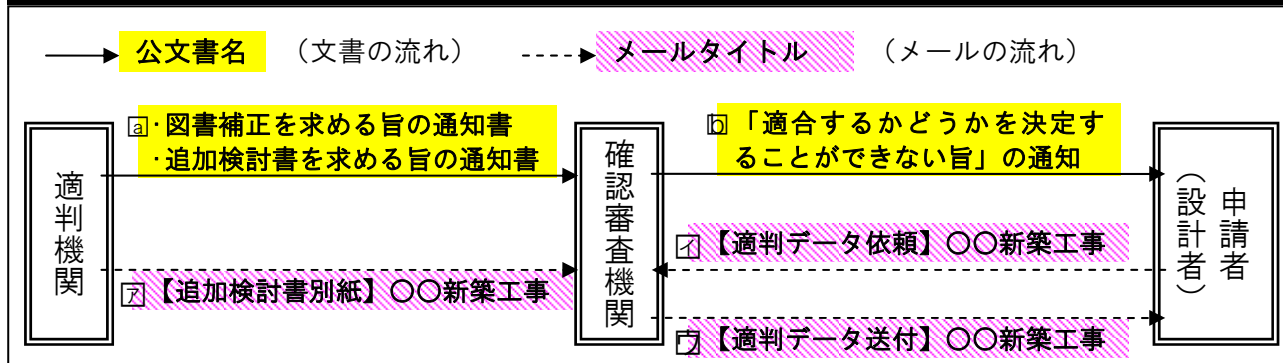
1 確認審査機関からの指摘事項データの送付を求める場合



メールによる「指摘事項」データの送付の流れ

- ① 確認審査機関は、申請者（設計者）に対し、**①**文書により補正を求める。
- ② 申請者（設計者）は、必要があれば、確認審査機関に、**②**メールにより「指摘事項」データの送付について要請する。
メールタイトル：**【指摘データ依頼】〇〇新築工事**
- ③ 確認審査機関は、申請者（設計者）から要請があれば、**③**メール返信により、「指摘事項」データを送付する。
メールタイトル：**【指摘データ送付】〇〇新築工事**

2 適判機関からの「追加検討書の別紙」の送付を求める場合



メールによる「追加検討書の別紙」データの送付の流れ

- ① 適判機関は、確認検査機関に対し、公文書により指摘の他、**①**文書を送付後早急に「追加検討書の別紙」データを**①**メールにより送付する。（原則、県内の確認検査機関に限る。）
メールタイトル：**【追加検討書別紙】〇〇新築工事**
- ② 確認検査機関は、設計者に対し、**②**文書により補正を求める。
- ③ 設計者は、必要があれば、確認審査機関に、**③**メールにより「追加検討書の別紙」データの送付について要請する。
メールタイトル：**【適判データ依頼】〇〇新築工事**
- ④ 確認検査機関は、設計者から要請があれば、**④**メール返信により、「追加検討書の別紙」データを送付する。
メールタイトル：**【適判データ送付】〇〇新築工事**

■確認審査機関担当窓口連絡先一覧

指摘事項等をデータで欲しい場合は、下記アドレスまでメールにてご連絡ください。

確認審査機関名	電話番号	メールアドレス	
熊本県	宇城地域振興局 景観建築課	0964-32-2404	udokeikan@pref.kumamoto.lg.jp
	玉名地域振興局 景観建築課	0968-74-2145	tamadokeikan@pref.kumamoto.lg.jp
	鹿本地域振興局 企画調査課	0968-44-2280	kadokichou@pref.kumamoto.lg.jp
	菊池地域振興局 景観建築課	0968-25-2724	kikudokeikan@pref.kumamoto.lg.jp
	阿蘇地域振興局 企画調査景観課	0967-22-1118	adokichou@pref.kumamoto.lg.jp
	上益城地域振興局 景観建築課	(御船) 096-282-3210 (山都) 0967-72-1101	kamidokeikan@pref.kumamoto.lg.jp
	八代地域振興局 企画調査景観課	0965-33-3111	yatsudokichou@pref.kumamoto.lg.jp
	芦北地域振興局 企画調査景観課	0966-82-2531	ashidokichou@pref.kumamoto.lg.jp
	球磨地域振興局 企画調査課	0966-22-6054	kudokichou@pref.kumamoto.lg.jp
	天草地域振興局 企画調査課	0969-22-4392	amadokichou@pref.kumamoto.lg.jp
熊本市建築指導課	096-328-2516	kenchikushidou@city.kumamoto.lg.jp	
八代市建築指導課	0965-33-4750	kenshido@city.yatsushiro.lg.jp	
(有) 熊本建築確認検査機関	096-383-7227	info@e-kakunin.com	
ハウスアンドホームズ(株)	096-213-6661	info@home-inspect.jp	
日本 ERI (株) 熊本支店	096-211-2130	ma_nakazawa@j-eri.jp	

■注意点

メールによる「指摘事項」及び「追加検討書の別紙」データの提供は、正式な手続きではなく、あくまでも確認手続きの円滑化を図るための設計者支援として任意に行うものですので、単にデータを転送するのみになります。

従って、申請書に関する基本情報や補正の期限など、公文書で通知する内容に関する情報について、メール中に記載されるわけではありませんのでご注意ください。

また、手書きによる指摘など電子データが無い場合は、メールによるデータの提供はできませんので、あらかじめご了承ください。